

## <資料3>

### その他

- ・「ちょっと待って！！そのネット注文“定期購入”ですよ！」

※通信販売の詐欺的な定期購入商法対策が強化されました。（R4.6.1 施行）

- ・電磁的記録によるクーリング・オフについて

※書面による通知に加え、電磁的記録（メール等）による通知が可能になりました。（R4.6.1 施行）

- ・「全ての加工食品の原材料の産地が表示されます！」

※食品表示基準の改正により、全ての加工食品の原料原産地表示等が義務付けられました。（R4.3.31 で経過措置期間満了）

おトクな初回特典での  
ネット注文時には御注意を！

CAUTION ⚠ CAUTION ⚠

申込みの内容は？  
本当にお得・・・？



ちょっと待って!! そのネット注文  
“定期購入” ですよ!

「お試し」「初回限定●%オフ」「解約可能!」などとお得感を強調した  
サプリメント、美容・化粧品、健康食品などのネット注文は

注文を確定

を押してしまう前に **必ず確認!**  
カウントダウン表示に惑わされずに落ち着いて

### 確認するポイント

#### ① 1回限りの購入ですか？

☞ 「〇カ月コース」「定期」「自動更新」「無期限」などの表示があれば  
2回目以降も届きます



#### ② 2回目からはいくらですか？

☞ 「初回」価格と「2回目以降」の価格は違います

#### ③ 解約の方法は？

☞ 1回限りで・簡単に・無料で解約できますか？

! 上記①～③の内容については、改正特定商取引法により、最終確認画面で明確に表示しなければいけません。令和4年6月1日以降、誤認させる表示により申込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。個別被害の御相談は「188」へお問い合わせください。



政府広報

上記①～③の契約内容が  
分かりづらい通販サイトの  
利用時には 入念なご確認を

悪質な通販サイトでの  
落とし穴を解説します

困ったときは一人で悩まずに、  
「消費者ホットライン」へ御相談ください

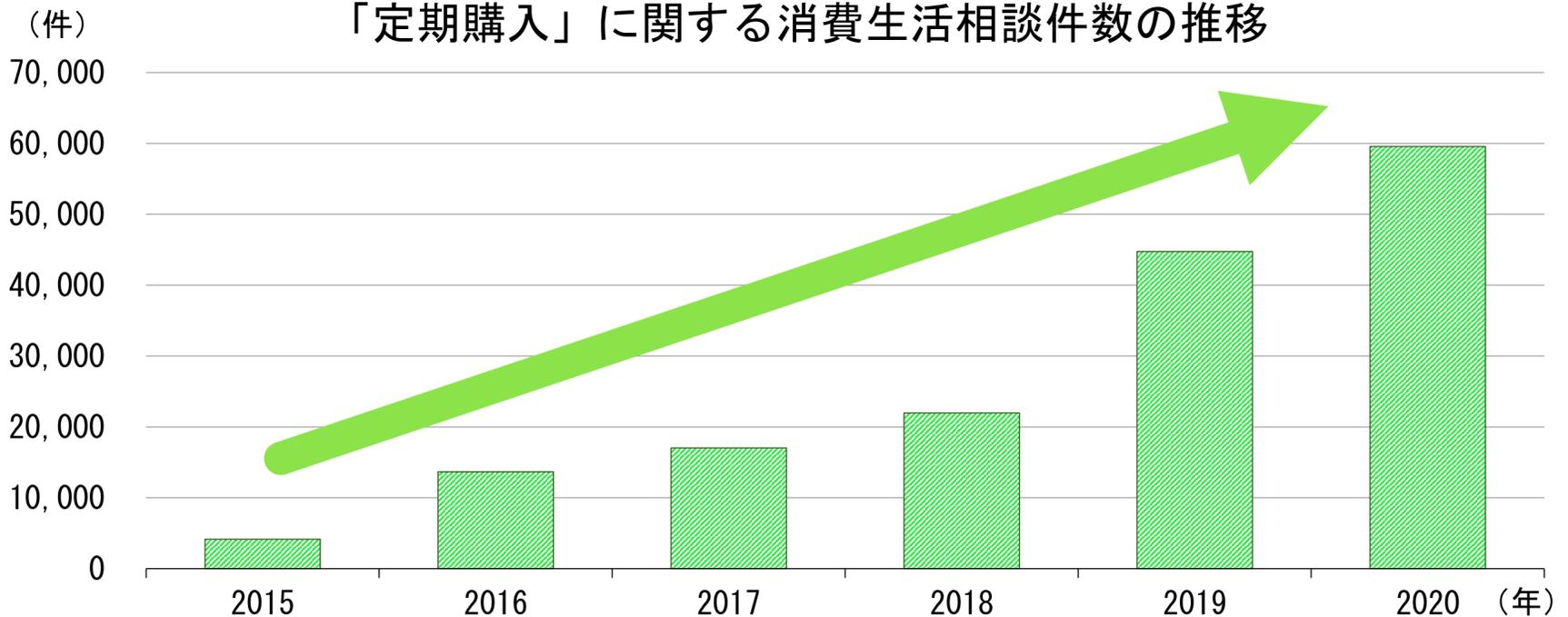
消費者ホットライン  
(局番なし) 188



消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤヤン

## ▶ トラブルはこんなに増えています！

### 「定期購入」に関する消費生活相談件数の推移



※PI0-NETに登録された消費生活相談情報 (2021年12月31日までの登録分)

※「定期購入」の相談件数は、通信販売で「お試し価格」、「初回無料」などをうたった飲料、健康食品、化粧品の定期購入に関する相談を集計したもの

## ▶ こんなトラブル事例があります

**「お試し実質無料！」**

**「初回限定●%オフ」**

このような化粧品や健康食品などのWEB広告を見て「なら初回注文だけで」との気持ちで商品を“おトクにお試し”感覚で注文したつもりでも…

- ▶ 実際には、複数回の商品購入が条件となる“定期購入契約”を結んでしまっていたとの事例が急増しています

動画サイト上の広告からダイエットサプリメントをお試し特別価格で1回限りのつもりで注文したが、実際には、複数回購入することが条件の定期購入契約だった

(👤10代女性 / 👤30代男性)

**「いつでも解約できます」**

そのような広告を見て「解約保証があれば安心」との考えで気軽に注文したものの…

- ▶ いざ解約をしようとする、連絡が取れないケースや、追加支払を求められる事例も…

解約手続きを行いたいののに、事業者につながらず解約できない (👤50代女性)

解約保証の条件として、別途1か月分の商品代金を通常価格で支払う必要があった (👤20代女性)

特別価格での購入締切のカウントダウン表示に焦って注文したら、5回目までは解約不可な定期購入契約になっており解約を断られた (👤50代女性)

## ▶ トラブル回避のために…

- ✓ 証拠を残すため、最終確認画面のスクリーンショットを残しておきましょう
- ✓ 成年年齢引下げにより、2022年4月から一人で契約ができるようになる18歳・19歳の皆さんは、特に慎重に契約内容を確認しましょう！

改正特定商取引法の施行に伴い、令和4年6月1日以降、消費者は書面だけではなく電磁的記録(電子メール等)によりクーリング・オフを行うことが可能となりました。

※以下、消費者庁HPより抜粋

Q 電磁的記録によるクーリング・オフとは、具体的にはどのようなものが該当しますか。

A 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式のほか、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの全てが該当し、消費者はこれによる通知を行うことでクーリング・オフが可能となります。代表的な例としては、電子メールのほか、USBメモリ等の記録媒体や事業者が自社のウェブサイトに設けるクーリング・オフ専用フォーム等により通知を行う場合が挙げられます。  
また、FAXを用いたクーリング・オフも可能となります。

Q 電磁的記録によるクーリング・オフを行う上で、消費者が気を付けるべきことはありますか。

A まず、契約書を確認し、電磁的記録によるクーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が記載されている場合には、それを参照した上で通知を行いまし  
よう。

また、その際には、(書面によるクーリング・オフと同様に)事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報(契約年月日、契約者名、購入品名、契約金額等)やクーリング・オフの通知を発した日を記載するようにしまし  
よう。

加えて、クーリング・オフを行った証拠を保存する観点から、電子メールであれば送信メールを保存しておく、ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォーム等であれば画面のスクリーンショットを残しておくといった対応を行うことが望ま  
しいと考えられます。

Q 新たな原材料の産地表示はいつから始まるのですか。

A 平成29年9月1日から制度はスタートしており、食品メーカー等は原材料の産地を表示する必要があります。しかし、令和4年3月31日までは、食品メーカー等が準備をする猶予期間としています。準備ができた商品から順次表示されます。

Q 外食やお店で調理されている総菜にも表示されますか。

A レストランなどの外食やお店で調理された総菜など作ったその場で販売される食品は、作った人にその場で確認することが可能であるため、原材料の産地表示の対象としていません。

Q 1番多い原材料以外には原材料の産地は表示されないのですか。

A 1番多い原材料以外に産地を表示する義務はありませんが、2番目以降の原材料についても、食品メーカー等の自主的な取組として産地の表示をすることが望ましいと考えています。

Q 輸入した加工食品には原材料の産地は表示されるのですか。

A 輸入した加工食品には原材料の産地を表示する義務はありません。

なお、現在も、輸入した加工食品には、その商品がどこの国から輸入されたものかを示す「原産国名」が表示されています。

Q なぜ「その他」や「輸入」、「輸入又は国産」と表示する必要があるのですか。

A 原材料によっては、国別重量順で表示すると、頻繁な包材の切替えが必要となり、食品メーカー等の対応が難しかったり、大量の資材が無駄になったりしてしまうことから、このような表示を認めています。

Q 表示内容が適正であるかどうかは、誰がどのように確認するのですか。

A 消費者庁や農林水産省などの国、都道府県や政令指定都市の地方公共団体の職員が、食品メーカーやスーパー等への立入検査等を行い、食品表示の確認を行っています。もし、表示内容が適正でない場合は、改善するよう指導等を行っています。

Q 表示の意味が分からない場合はどこに問い合わせればよいですか。

A まずは、商品に表示されている食品メーカー等のお客様相談センターなどにお問い合わせください。

また、表示方法に関する一般的な問合せは、消費者庁の他、農林水産省、地方農政局、農林水産消費安全技術センター、都道府県等がお答えします。

#### お問合せ先

●消費者庁食品表示企画課 ☎03-3507-8800(代)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/)

●農林水産省消費者行政・食育課 ☎03-3502-7804

●農林水産省地方農政局・内閣府沖縄総合事務局

北海道農政事務所 ☎011-330-8825

東北農政局 ☎022-221-6108

関東農政局 ☎048-740-0090

関東農政局東京都拠点 ☎03-5144-5266

北陸農政局 ☎076-232-4113

東海農政局 ☎052-223-4611

近畿農政局 ☎075-414-9026

近畿農政局大阪府拠点 ☎06-6941-9060

中国四国農政局 ☎086-224-9409

九州農政局 ☎096-211-9156

九州農政局福岡県拠点 ☎092-281-8261

沖縄総合事務局 ☎098-866-1672

●農林水産消費安全技術センター ☎050-3481-6023

●最寄りの各都道府県 下記ウェブページで御確認ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/contact/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/contact/)

ご存じですか?!

※平成29年9月1日から順次  
全ての加工食品の  
原材料の産地が表示されます!

～産地を見て、商品を選べます～

※令和4年3月31日までは、食品メーカー等が準備をする猶予期間としています。



名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産、国産、デンマーク産)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)...
内容量	150g
賞味期限	30.9.30
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区霞が関 〇-〇-〇

Q 「原料原産地表示」制度とは何ですか。

A 「原料原産地表示」制度とは、国内で作られた加工食品の原材料の産地を商品に表示する制度です。表示する必要がある原材料が生鮮食品の場合はその産地が、加工食品の場合はその製造地が表示されます。

新しい!

# 原料原産地表示制度 Q&A

**Q** 実際どのように表示されるのですか。

**A** この「国別重量順表示」が原則です。

1番多い原材料に産地が表示されます。

原材料の産地が「国産」、「アメリカ産」等と表示されます。

名称 ウインナーソーセージ  
原材料名 豚肉(国産、アメリカ産、その他)、豚脂肪…

原材料の産地が3か国以上ある場合、多い順に2か国を記載し、3か国目以降は、「その他」とまとめて表示されることもあります。

2か国以上の産地の原材料を混ぜて使用している場合は、多い順に国名が表示されます。

産地が、

1か国の場合	豚肉(アメリカ産)
2か国の場合	豚肉(アメリカ産、国産)
3か国以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全て表示する場合 豚肉(アメリカ産、国産、カナダ産、デンマーク産)</li> <li>●3か国以降を「その他」と表示する場合 豚肉(アメリカ産、国産、その他)</li> </ul>

**Q** 「アメリカ産又は国産」とは、どういう意味ですか。

**A** 名称 ウインナーソーセージ  
原材料名 豚肉(アメリカ産又は国産)、豚脂肪…

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

「又は表示」をした根拠が注意書きとして表示されます。

「アメリカ産」と「国産」以外の国の原材料は使用されていません。  
過去の使用実績等では、「アメリカ産」の方が、「国産」よりも多く使用されていたことを示しています。

**Q** 「輸入」とは、どういう意味ですか。

**A** 名称 ウインナーソーセージ  
原材料名 豚肉(輸入)、豚脂肪…

3か国以上の外国の産地の原材料が使用されています。  
国産の原材料は使用されていません。



**Q** 「〇〇製造」とは、どういう意味ですか。

**A** 名称 チョコレートケーキ  
原材料名 チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉…

チョコレートがベルギーで作られたことを意味します。  
ベルギー産のカカオ豆を使用しているという意味ではありません。

原材料が加工食品の場合は、その製造地が「国内製造」、「ベルギー製造」等と表示されます。  
「〇〇製造」と表示されていた場合、作られた国を意味しており、産地とは必ずしも一致しません。



**Q** 「国産又は輸入」とは、どういう意味ですか。

**A** 名称 ウインナーソーセージ  
原材料名 豚肉(国産又は輸入(5%未満))、豚脂肪…

※ 豚肉の産地順・割合は、平成〇年の使用実績順

過去の使用実績等の平均使用割合が5%未満の産地に表示されます。この場合、「輸入」が5%未満という意味です。

国産を含む4か国以上の産地の原材料が使用されています。  
過去の使用実績等では、「国産」の方が「輸入」でまとめた外国の産地の合計よりも多く使われていたことを示しています。